

学生納付特例制度について

●対象者

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

本人の所得が一定以下の学生が対象となります。

●障害基礎年金などとの関係

障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様に当該要件の対象期間になりますので、万が一のときにも安心です。

●老齢基礎年金との関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間などが25年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この25年以上という老齢基礎年金の受給資格期間に含まれることとなります。ただし、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれません。(満額の老齢基礎年金を受け取るためには、40年の保険料納付済期間が必要です。)

このため、将来、満額の老齢基礎年金を受け取るために、10年間のうちに保険料を納付(追納)することができる仕組みとなっています。(承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予されていたときの保険料に一定の加算額が加わります。)

※経済的に余裕がある場合は、保険料を納付するほうがおトクです

保険料の後払い(追納)は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、口座振替の早割制度、保険料の前納制度を利用されることをおすすめします。

○申請方法

住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、社会保険事務所または市区町村役場の国民年金担当窓口に備え付けてあります。なお申請にあたり必要な添付書類は、下記のとおりです。

- ・国民年金手帳
- ・在学証明書または学生証の写し
- ・印鑑(認印)

※申請は毎年必要です。

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、ご注意ください。

国民年金

[問合先]
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

教育委員会
だより

期待と不安の混じる季節 〜ギャップをチャンスに〜

春です。入学、進級・進学、就職と新たな一歩を踏み出す時期です。それぞれに良いスタートはきれたでしょうか。

今、生徒指導に関わるキワードの中に、「中一ギャップ」なる言葉があります。

学校生活への不適応が、中一の初期段階に起こりやすいことから生まれた言葉です。新たな仲間との出会いの中で、小学校とは違う教科担任制や教科英語、部活動、難しくなる学習内容に対して、大きなギャップを感じる子はかなりいるようです。思春期とも重なって、子ども達の心配は我々の想像以上かもしれません。

新しい環境には誰もが不安を感じます。これまでの自分ではうまくいかないことや思いもしないことがあるかもしれないからです。親としては、子どもが感じるギャップが少しでも小さくなればと願うことでしょう。しかし、その一方で、新たな環境は自身の力を高める

ていくために必要不可欠なチャンスであることも忘れてはなりません。この時期特有の一回り大きくなったような気持ちを自負しながら、ギャップを乗り越えてこそ、「成長」するのです。

中一に限らず、四月には誰しも「今年度こそは」という期待や意気込みをもっています。最初からエネルギー全開です。息切れを起こしてしまいがち、うまくコントロールして小さなギャップを一つ一つ着実に越えていけば、やがて自信となっていきます。「壁」でなく、「成長のチャンス」ととらえ、親子でこのギャップへの挑戦を楽しませてはどうでしょうか。

「最初からうまくいなくて当然。でもここまでやれるようになったね。」手は離しても目と心で見守り、新たな自己の発見や力の伸びを受け止めてください。単なる結果でなく、努力の過程を共に喜び合いたいものです。